

発議第2号

和歌山市みんなでとりくむ生き生き健康づくり条例の制定について

和歌山市みんなでとりくむ生き生き健康づくり条例を次のように定める。

平成26年12月16日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村協二 渡辺忠広

園内浩樹 姫田高宏

上田康二 島幸一

山本忠相 戸田正人

吉本昌純 岩井弘次

井上直樹 宇治田清治

和歌山市みんなできとりくむ生き活き健康づくり条例

日本国民の平均寿命は世界有数の長さであり、長寿に恵まれている。この上は「長寿の質」を高め、健康寿命をより長くしていくことが求められる。

私たちは、和歌山市が、子どもからお年寄りまで全ての市民が生き活きと元気に暮らすことができる地域社会になることを切に願う。

その実現のためには、市民一人一人が病気の予防に努め、健康の保持及び増進のため、体を動かすことを生活の中に取り入れ、習慣化することの必要性を強く感じている。

同時に、市民一人一人が健康に対する意識を向上させ、地域における健康に関する行事へ積極的に参加するなど、主体的に実践することで、日常生活の中に健康づくりが定着するものと考えている。

このような認識に基づき、全ての市民が健やかに生活することができる地域社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、市民、市長及び議会の責務並びに市民活動団体等及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることにより、全ての市民が健やかに生活することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたって生き活きと健やかに生活することができるようにするための性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための継続的な取組をいう。
- (2) 市民活動団体等 市内において健康づくりに関する活動をしている団体及び個人をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、市民において、健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識され、主体的に推進されなければならない。

2 健康づくりは、市民、市長、議会、市民活動団体等及び事業者が相互に連携を図りながら地域全体で推進されなければならない。

(市民の努め)

第4条 市民は、自らの健康の保持及び増進を図るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 健康に関する知識及び方策を身に付けること。
- (2) 健康診査、がん検診その他の健康診断を受診すること、又は家庭等において自らの健康状態を把握すること。
- (3) 健康状態に応じて、三大健康要素である食事、運動及び睡眠を中心とした生活習慣の向上を図ること。
- (4) 疾病等の状態に応じて、必要な治療を受けること。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例の趣旨を踏まえ、市民の健康に関する現状の調査及び分析を行い、その現状に応じた健康づくりに関する基本方針を定めなければならない。

2 前項の基本方針は、健康づくりに関する他の計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、健康づくりに関する市民の意識の向上に資するよう、市民、市民活動団体等及び事業者に対し、基本方針その他健康づくりに関する情報を提供しなければならない。

4 市長は、健康づくりを推進するための環境の整備を図らなければならない。

5 市長は、この条例の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する施策を計画的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

(議会の責務)

第6条 議会は、健康づくりに関する調査等を行い、市長への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、前条第1項の基本方針及び健康づくりに関する施策の進捗状況について監視及び検証を行わなければならない。

3 議会は、国及び県への働きかけを行い、市民の健康づくりの推進に努めなければならない。

(市民活動団体等の役割)

第7条 市民活動団体等は、その健康づくりに関する活動においては、市民、市、他の市民活動団体等及び事業者相互の緊密な連携を図りつつ、市の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民、市民活動団体等及び事業者との協働の機会)

第9条 市長は、市民、市民活動団体等及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、健康づくりに関して意見を交換し、及び学習する機会を設けるものとする。

(市民活動団体等及び事業者に対する支援)

第10条 市長は、健康づくりを推進するために必要があると認めるときは、市民活動団体等及び事業者に必要な支援その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。